

岩倉市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化と自主財源の確保を図るため、市が広告媒体を提供することにより、法人その他の団体又は個人（以下「事業者等」という。）の広告を掲載する事業を適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(広告内容に関する制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (5) 事業者等の意見広告又は個人の名刺広告
- (6) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

(業種又は事業者等に関する制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業又はこれに類似する業種に関するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 商品先物取引に関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (8) 債権取立て、示談引受け等に関するもの

(9) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生又は更生手続中の法人に関するもの

(10) 暴力団又は暴力団員等と関係がある事業者等に関するもの

(11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等に関するもの

(12) 市区町村民税を滞納している事業者等に関するもの

(13) 社会問題を起こしている事業者等に関するもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと市長が認める事業者等に関するもの

（リンクしている W E B ページ等に関する制限）

第 3 条の 2 広告媒体に掲載する広告がリンクしている W E B ページ等の内容が第 2 条各号又は前条各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は、掲載しない。

（広告の規格等）

第 4 条 広告の規格、募集する数、掲載期間等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告掲載料）

第 5 条 広告掲載料は、広告媒体の作成及び広告掲載の募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、市長が決定するものとする。

（広告掲載の募集）

第 6 条 市長は、市の広報媒体等により、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

（広告掲載の申込み）

第 7 条 広告掲載希望者は、岩倉市広告掲載申込書（様式第 1）に掲載しようとする広告の案を添えて、当該広告媒体を担当する課室（以下「主管課」という。）に提出しなければならない。

（岩倉市広告掲載審査委員会）

第 8 条 広告掲載の可否等を審査するため、岩倉市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 部長級の職にある者

3 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第9条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

6 委員長は、やむを得ない理由により審査委員会の会議を招集することができないと認めるとき又は審査事項が次に掲げるものであるときは、書面により委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審査委員会の会議の議決に代えることができる。ただし、半数以上の委員の書面による回答がない場合は、この限りでない。

(1) 既に掲載の決定を受けている広告に係る変更であって、主たる内容に大きな変更がないもの

(2) 過去6月以内に掲載の決定を受けた広告と同一の内容であって、継続した申込みであるもの

7 第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4項中「審査委員会の議事」とあるのは「書面による議事」と、「出席した委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

8 審査委員会の庶務は、総務部秘書人事課において行う。

(審査事項等)

第10条 審査委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 広告掲載の可否に関すること。

(2) 広告内容の変更に関すること。

(3) 掲載している広告の内容等に疑義が生じた場合、その内容に関すること。

(4) 新たな広告媒体に関すること。

2 審査委員会は、前項第1号及び第2号の審査においては、次に掲げる事項を考慮するものとする。ただし、前項第2号の審査においては、第1号に掲げる事項のみ考慮するものとする。

(1) 広告掲載希望者から提出された広告案の適否及び当該広告が掲載されることによる地域の活性化の効果

(2) 広告掲載希望者の適否及び活動実績

3 広告掲載が適当であると認められるものが募集した数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。ただし、既に次条第1項の規定により広告掲載決定の通知をしているものと重複する場合は、この限りでない。

(1) 希望する掲載期間が長いもの

(2) 市内に事業所等を有するもの

(3) 申込みの順が早いもの

4 審査委員会は、審査終了後速やかに市長へ審査の結果を報告するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、審査の結果の報告を受けたときは、直ちに掲載の可否を決定し、岩倉市広告掲載等決定通知書（様式第2）により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載の契約を交わすものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、市が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

2 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、市が

指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 主管課の長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が掲載決定時における広告案と相違のないことを確認するものとする。

（広告内容等の変更）

- 第 14 条 広告主は、掲載の決定を行った広告内容を変更する場合は、岩倉市広告掲載変更申出書（様式第 3）に広告の変更案を添えて主管課に提出しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

- 第 15 条 広告主は、自己都合により、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、岩倉市広告掲載取下申出書（様式第 4）により、市長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

- 第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 市が指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。
- (2) 市が指定する期日までに広告原稿が納入されないとき。
- (3) 広告案と広告原稿が著しく相違するとき。
- (4) 掲載の決定後、広告又は広告に係る事業者等について第 2 条又は第 3 条に該当することが判明したとき。
- (5) 公益上の理由により、市が広告媒体の全部又は一部を使用する必要が生じ、広告を掲載することができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、広告掲載の取消しを決定したときは、岩倉市広告掲載取消通知書（様式第 5）により広告主に通知するとともに、広告掲載契約を解除するものとする。

（広告主の責任）

- 第 17 条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、

広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

- 3 広告原稿にイラストレーション、写真又はロゴタイプなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

（広告を掲載した印刷物、物品等の提供）

第18条 市長は、広告を掲載した印刷物、物品等の提供の申込みがあったときは、当該印刷物、物品等に掲載される広告の適否を審査委員会の審査に付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、この要綱に規定する掲載基準等を満たすと認めるときは、提供を受け入れることができる。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 7 条 関 係）

岩 倉 市 広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

岩 倉 市 広 告 掲 載 要 綱 第 7 条 の 規 定 に 基 づ き 、 広 告 案 を 添 え て 、
次 の と お り 申 し 込 ん だ し ま す 。

広 告 掲 載 希 望 者	住 所 ・ 所 在 地	〒 ー		
	氏 名 ・ 会 社 名			
	代 表 者 職 氏 名			
	連 絡 先	電 話 番 号		
		F A X 番 号		
		電 子 メ ー ル		
		担 当 者 氏 名		
	業 種			
市 区 町 村 民 税 納 付 状 況	納 付 済 み	未 納		
広 告 媒 体				
掲 載 希 望 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 （ か 月 ）		
リ ン ク 先 U R L		http:// （ ホーム ペ ー ジ バ ナ ー 広 告 の 場 合 ）		
広 告 の 内 容		※ 広 告 の 見 本 等 を 添 付 し て く だ さ い 。		
備 考				

様式第 2 （第 1 1 条 関 係）

岩 倉 市 広 告 掲 載 等 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岩 倉 市 長

年 月 日 付 け で 申 込 み の あ っ た 広 告 に つ い て 、
次 の と お り 決 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

決 定 区 分	掲 載 す る 掲 載 し な い
	（ 掲 載 し な い こ と と し た 理 由 ）
掲 載 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で （ か 月 ）
広 告 掲 載 料	金 円 （ 円 × 枠 × 月 ）
広 告 料 納 入 期 限	年 月 日
原 稿 提 出 期 限	年 月 日

様式第 3 （第 1 4 条 関 係）

岩 倉 市 広 告 掲 載 変 更 申 出 書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申 出 者
（ 住 所 又 は 所 在 地 ）

（ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表
者 氏 名 ）

年 月 日 付 け 第 号 で 掲 載 の 決 定 を 受 け た
広 告 を 変 更 し た い の で 、 岩 倉 市 広 告 掲 載 要 綱 第 1 4 条 の 規 定 に 基
づ き 、 広 告 案 を 添 え て 、 次 の と お り 申 し 出 ま す 。

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	

様式第4（第15条関係）

岩倉市広告掲載取下申出書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申出者
（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

年 月 日付け第 号で掲載の決定を受けた
広告を取り下げたので申し出ます。

取 下 年 月 日	年 月 日
取 下 理 由	

様式第 5 （第 1 6 条 関 係）

岩 倉 市 広 告 掲 載 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岩 倉 市 長

年 月 日 付 け 第 号 で 掲 載 を 決 定 し た 広
告 に つ い て 、 掲 載 を 取 り 消 し た い の で 通 知 し ま す 。

掲 載 取 消 理 由	
掲 載 取 消 年 月 日	年 月 日
還 付 金 の 有 無	有 無
還 付 す る 広 告 掲 載 料	金 円
備 考	